

令和8年度 就学援助制度のご案内

就学援助制度とは、お子さんが学校生活を送る中で、経済的な理由で就学に困ることがないように、学用品費などの援助を行うものです。みどり市では、就学困難(生活保護家庭に準ずる程度)と認められた児童生徒の保護者に対して、学用品や校外活動など就学に要する経費の一部を援助しています。

この制度は、毎年度申請が必要なので、支給を希望される方は、必ず申請してください。

1. 対象者

市内在住で

(1)みどり市立小中学校・義務教育学校に通学している児童生徒の保護者

(2)市外小中学校・義務教育学校に区域外就学の許可を受けて通学している児童生徒の保護者

のうち、以下に該当する方が就学援助費の支給対象となります。

- ・ 世帯員全員の所得が、教育委員会の定める基準を下回り援助を必要とする方

【注意事項】

提出された申請書をもとに世帯員の所得状況の審査を行い、援助の可否を決定します。

申請する年度の所得が未申告の場合は所得の確認ができないため、必ず申告を済ませてから申請してください。

2. 支給費目と金額

費目※1	年額※2		対象学年	備考
	小学校	中学校		
学用品費	11,630円	22,730円	全学年	
通学用品費	2,270円	2,270円	1年生以外	
就学準備費	57,060円	63,000円	1年生のみ	
校外活動費(泊あり)	3,690円	6,210円	実施する学年	実費額と比べて低い額(各1回)
校外活動費(泊なし)	1,600円	2,310円	実施する学年	
児童会等活動費	4,650円	5,550円	全学年	
P T A 活動費	3,450円	4,260円	全学年	
修学旅行費	実費額の一部(上限: 22,690円)	実費額の一部(上限: 60,910円)	実施する学年	金額は学校の報告による
オンライン学習通信費※3	15,000円	15,000円	全学年	

※1 区域外就学許可を受けている方の支給費目は、以下のとおりとなります。

(1)市内在住で市外小中学校へ通学：学用品費、通学用品費、就学準備費、オンライン学習通信費

(2)市外在住で市内小中学校へ通学：支給費目なし

※2 年度途中の申請は、申請した月を基準として月割りで計算します。

年度の途中で認定要件を失った場合は、認定解除になります。その際は、解除になった月を基準として月割りで計算します。

国が定める金額を基準としているため、変更になる場合があります。

※3 オンライン学習通信費は、対象と認められる授業を学校が実施した場合に支給されます。

3. 申請方法と時期について

申請方法

就学援助制度を希望される場合は、申請が必要となりますので、学校にご相談ください。昨年度、認定になった世帯も、毎年申請する必要があります。忘れずにご提出ください。申請希望者の方は、学校又は教育委員会へ連絡し、申請書類を受け取ってください。提出先は下記のとおりです。

▶ お子さんが、**市内小中学校・義務教育学校に通学**

お子さんが通学している学校※1に申請書類を提出してください。

▶ お子さんが、**市外小中学校・義務教育学校に通学**

お子さんが通学している学校で受給申請書の「学校記入欄」に記入してもらったら
学校教育課の窓口(教育庁舎)に提出してください。

※1 各世帯1組の提出。同世帯に小学生と中学生がいる場合、小学校にのみ提出。

受付時期

	受付時期	認定された場合の支給開始日
初回受付分	令和8年4月7日 ~ 令和8年4月30日	4月分から支給
随時受付分	令和8年5月1日以降 令和9年3月10日まで	申請書を受け付けた月分から支給

提出書類

- (1)児童生徒就学援助費受給申請書※1(兼同意書・誓約書)
- (2)令和8年度の所得課税証明書(所得のある方全員分)…R8.1.1現在、住所が市外の方のみ提出
- (3)口座振込依頼書(申請者本人名義の口座に限る)

※1 1世帯につき、1枚の提出です。

- ・(1)、(3)は、学校又は教育庁舎でお渡しします。申請を希望する場合はご連絡ください。
- ・(2)は、R8.1.1現在の住民登録地の市役所又は町村役場で、6月中旬頃から発行されます。申請する際は、(2)以外を先に提出し、所得課税証明書の発行が可能になったら、追加で提出してください。
必ず、同世帯の収入がある方全員分を提出してください。
- ・提出書類には、修正液や修正テープは使用しないでください。

4. 認定方法

各世帯の家族の状況や所得などを、総合的に審査して決定します。
途中申請の方は、提出後にその都度、審査を行います。

- ※生活状態の把握のために、必要に応じて追加の書類の提出や、地元の民生委員さんに訪問調査をお願いすることがあります。追加の調査のお願いがあった場合は、ご協力をお願いします。
- ※追加の調査が必要になる場合、結果が出る時期が遅くなる場合があります。
- ※令和7年分の所得の申告がされていない場合は、審査を行えません。必ず申告をしてから申請してください。

5. 支給方法

認定になった方には、口座振込依頼書に記載された口座へ援助費を振り込みます。支給は「2. 支給費目と金額」にある年額を3回に分けて行います。支給する時期は、年3回(8月、12月、3月)を予定しています。

審査後にお送りする通知に支給日を記載しますので、ご確認ください。

6. 認定の目安

申請する保護者と生計を一にする方全員の申請年度の総所得金額をもとに、生活保護の基準を用いて教育委員会で審査を行います。

認定になる総所得金額は、世帯構成員数や年齢で変わるため、目安の金額を下回る総所得でも、否認定になる場合があります。以下の金額は、あくまで参考としてください。

世帯人数	世帯構成例	目安 総所得金額(円)
2人	20～40歳1人、小学生1人	1,700,000円
3人	20～40歳1人、小学生1人、中学生1人	2,350,000円
3人	20～40歳1人、41歳～59歳1人、小学生1人	2,270,000円
4人	20～40歳1人、41歳～59歳1人、小学生1人、中学生1人	2,900,000円
4人	20～40歳1人、41歳～59歳1人、中学生1人、高校生1人	2,950,000円
5人	20～40歳1人、41～59歳1人、小学生1人、中学生1人、70歳以上1人	3,300,000円

7. 援助費支給までの流れ

◆令和8年4月上旬

令和8年度就学援助費受給申請受付開始



◆令和8年4月末

「令和8年度就学援助費受給申請書類」初回受付分 締切



◆令和8年8月上旬

審査結果の通知を各家庭に発送
【認定の場合】学校を通じてお知らせ
【否認の場合】教育委員会から直接お知らせ



◆令和8年8月中旬

認定になった方に援助費を支給（1回目）



◆令和8年12月中旬

認定になった方に援助費を支給（2回目）



◆令和9年3月上旬

認定になった方に援助費を支給（3回目）

※ 上記スケジュールは、変更になる場合があります。

お問い合わせ先

みどり市教育委員会事務局
学校教育課 学事係
電話：0277-76-9845

〒376-0101
みどり市大間々町大間々235番地6
教育庁舎1F